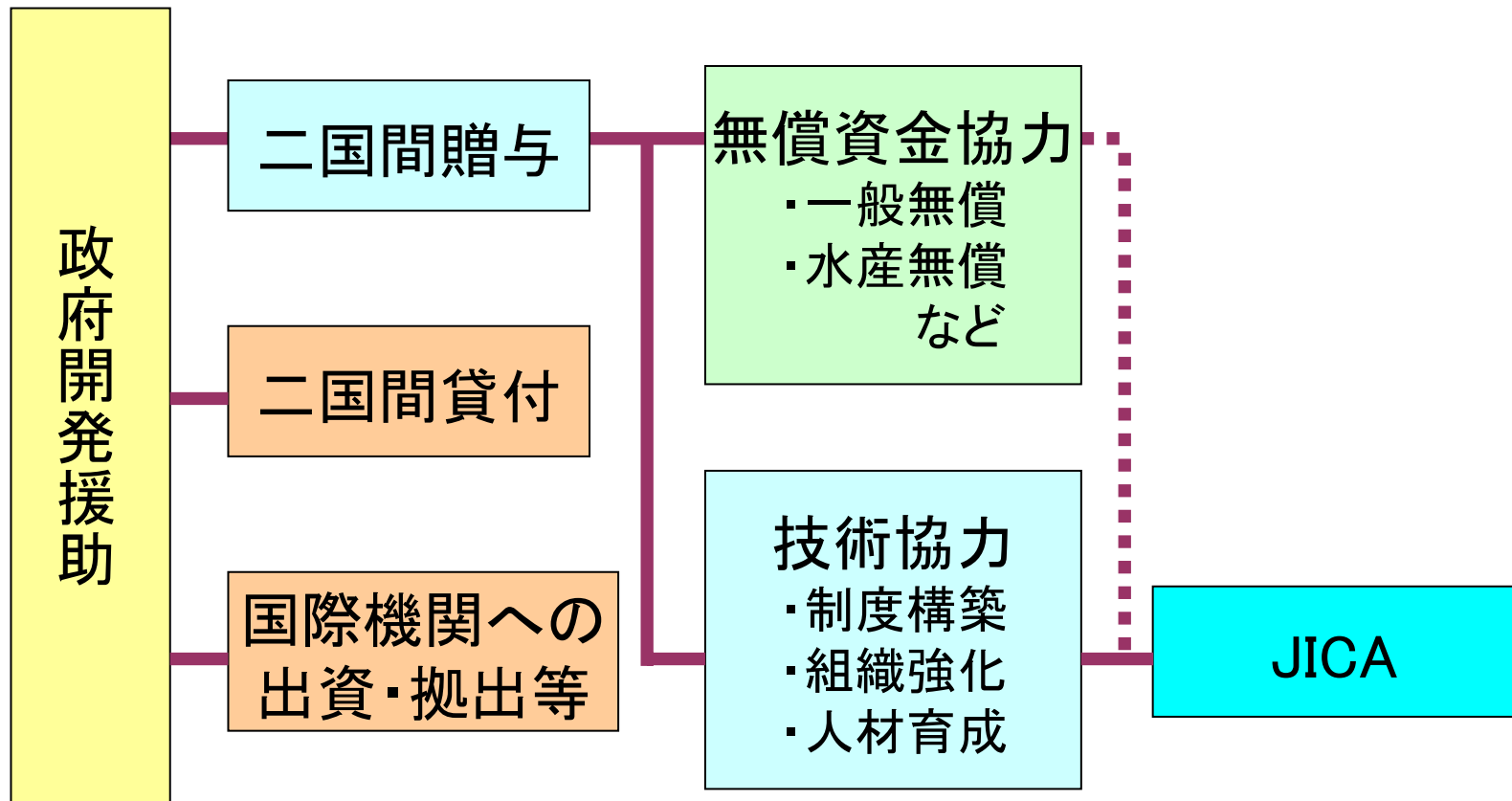


国際協力機構の事務・事業における 官民競争入札等の実施について

平成19年9月26日

外務省

政府開発援助におけるJICAの位置づけ



事業

政府が行う技術協力等を実施する機関として、開発途上国・地域が社会・経済面で自立的・持続的に発展できるよう、制度構築・組織強化・人材育成のための協力活動を実施。

最近の新たな分野での事業展開

- ・HIV/エイズやSARSなど感染症対策支援
- ・市場経済化や法整備に対する支援
- ・平和構築・復興支援など

沿革

・1974年(昭和49年)8月:国際協力事業団(JICA)設立

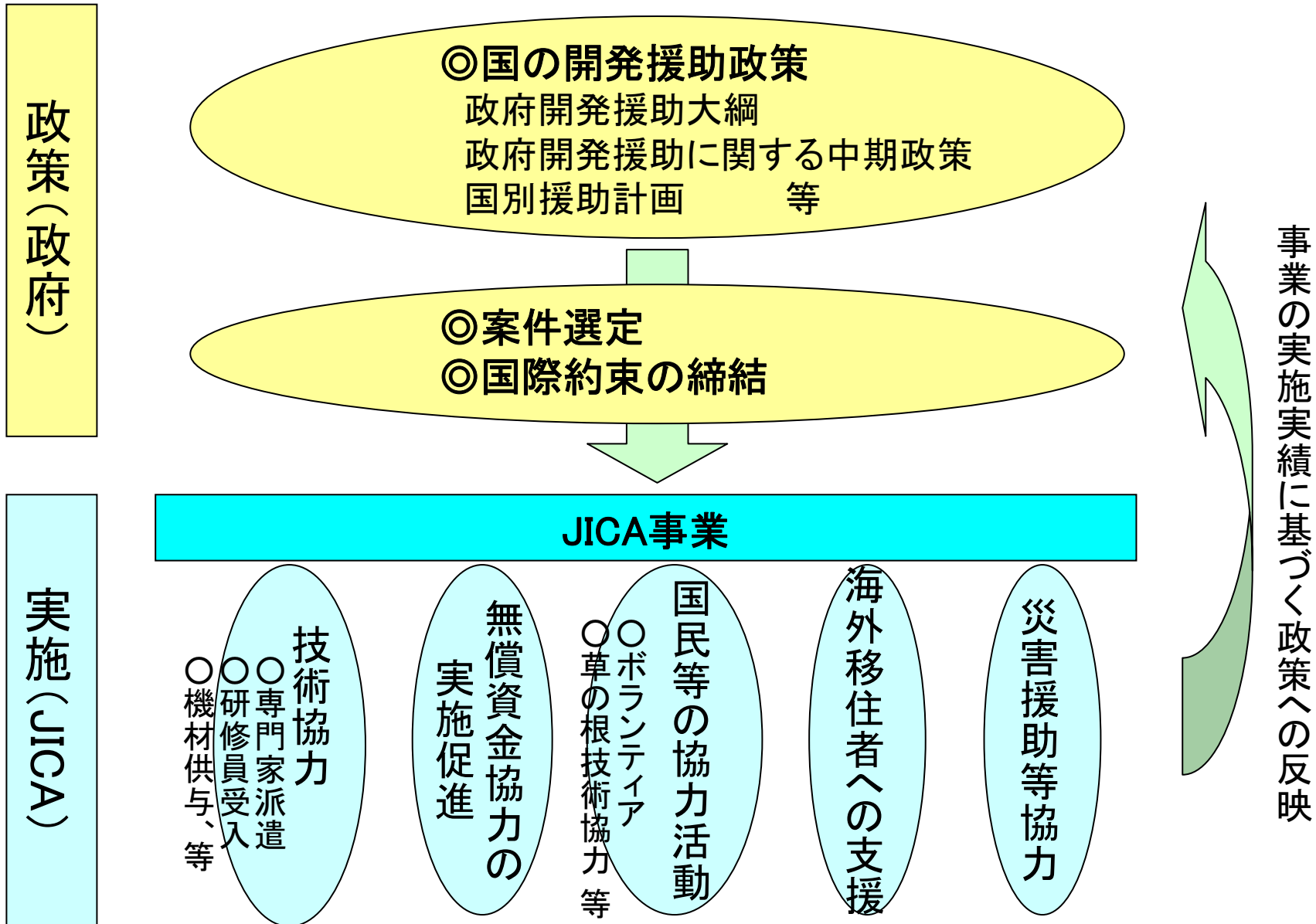
【海外技術協力事業団(1962年設立)と海外移住事業団(1963年設立)を統合】

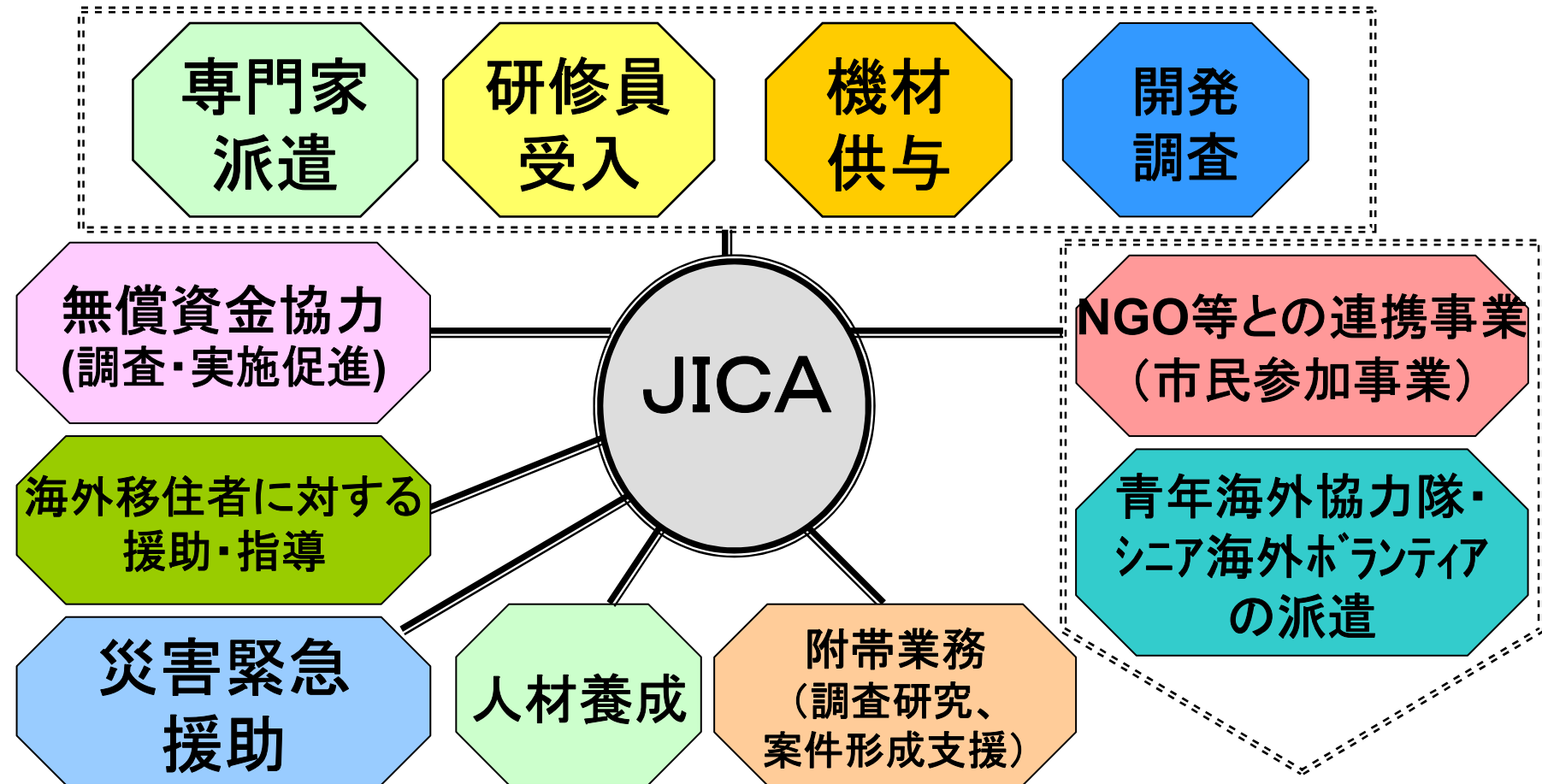
・2003年(平成15年)10月:独立行政法人国際協力機構発足

参考

- ・1965年(昭和40年)4月:日本青年海外協力隊事業を開始
- ・1987年(昭和62年)9月:国際緊急援助関連業務を開始

政府開発援助政策とJICAの事業





協力対象国 : **154カ国** (2006年度実績)
うち青年海外協力隊派遣中 **78カ国**
在外事務所 : **56事務所**

協力隊等ボランティア **5,812名** 2006年度実績
専 門 家 **5,675名** 2006年度実績
研 修 員 **11,042名** 2006年度実績

【海外事務所の管理・運營業務】

●官民競争入札等実施の可能性について提案しない理由

JICA は開発途上国等において、海外事務所を設置している。具体的な設置国、当該拠点で行う事務・事業、予算額、職員数等は、別添（整理合理化案総括表（その 2 - 2 : 別添）に提出したもの）に記載のとおり。

海外事務所はいずれも、①職員等が執務を行うための事務室、②打ち合わせを行うための会議室、③資料を保管するための資料室で構成される。これら拠点は、賃借物件（タイ事務所を除く）であり、海外事務所物件を JICA に貸している開発途上国等における所有者が、物件の維持管理・保守業務を実施している。

JICA の海外事務所は、開発途上国の所有者が管理・運營業務を行っており、その所有者に対し、日本側の民間団体による競争入札の実施を要請することは適当ではないので、本件は、官民競争入札等実施の可能性について提案しないものである。

支部・事業所等の名称				支部・事業所等で行う事務・事業名	20年度予算要求額（百万円）			
	所在地	職員数 (18年度末)			国からの 財政支出	(対19年度 当初予算 増減額)	支出予算額	(対19年度 当初予算 増減額)
1	インドネシア事務所	ジャカルタ	13	技術協力、無償資金協力の事前調査・実施促進業務、国民等の協力活動の促進・助長、災害援助等協力、附帯業務	185.2	△5.7	185.2	△5.7
2	マレーシア事務所	クアラルンプール	5		56.8	△1.8	56.8	△1.8
3	フィリピン事務所	マニラ	15		104.2	△3.2	104.2	△3.2
4	タイ事務所	バンコク	13		90.4	△2.8	90.4	△2.8
5	カンボジア事務所	プノンペン	9		46.9	△1.5	46.9	△1.5
6	ラオス事務所	ビエンチャン	9		44.0	△1.4	44.0	△1.4
7	東ティモール事務所	ディリ	3		14.0	△0.4	14.0	△0.4
8	ベトナム事務所	ハノイ	13		71.9	△2.2	71.9	△2.2
9	ミャンマー事務所	ヤンゴン	5		39.4	△1.2	39.4	△1.2
10	中華人民共和国事務所	北京	14		137.7	△4.3	137.7	△4.3
11	モンゴル事務所	ウランバートル	5		27.3	△0.8	27.3	△0.8
12	バングラデシュ事務所	ダッカ	9		39.6	△1.2	39.6	△1.2
13	インド事務所	ニューデリー	6		53.1	△1.6	53.1	△1.6
14	ネパール事務所	カトマンズ	7		32.4	△1.0	32.4	△1.0
15	パキスタン事務所	イスラマバード	10		93.6	△2.9	93.6	△2.9
16	スリランカ事務所	コロombo	9		44.4	△1.4	44.4	△1.4
17	キルギス共和国事務所	ビシュケク	4		19.3	△0.6	19.3	△0.6
18	ウズベキスタン事務所	タシケント	4		40.4	△1.2	40.4	△1.2
19	フィジー事務所	スバ	8		58.2	△1.8	58.2	△1.8
20	パプアニューギニア事務所	ポートモレスビー	3		39.1	△1.2	39.1	△1.2
21	ドミニカ共和国事務所	サントドミンゴ	4		59.7	△1.8	59.7	△1.8
22	エルサルバドル事務所	サンサルバドル	5		48.0	△1.5	48.0	△1.5
23	ホンジュラス事務所	テグシガルバ	3		55.9	△1.7	55.9	△1.7
24	メキシコ事務所	メキシコシティ	11		97.7	△3.0	97.7	△3.0
25	アルゼンチン事務所	ブエノスアイレス	5		81.3	△2.5	81.3	△2.5
26	ボリビア事務所	ラパス	7		44.2	△1.4	44.2	△1.4
27	ブラジル事務所	ブラジリア	7		228.5	△7.1	228.5	△7.1
28	パラグアイ事務所	アスンシオン	6		93.6	△2.9	93.6	△2.9
29	ペルー事務所	リマ	4		49.6	△1.5	49.6	△1.5
30	アメリカ合衆国事務所	ワシントン	3		69.6	△2.2	69.6	△2.2
31	アフガニスタン事務所	カブール	8		75.9	△2.3	75.9	△2.3
32	ヨルダン事務所	アンマン	6		81.9	△2.5	81.9	△2.5
33	サウジアラビア事務所	リヤド	2		52.7	△1.6	52.7	△1.6
34	シリア事務所	ダマスカス	7		38.6	△1.2	38.6	△1.2
35	トルコ事務所	アンカラ	4		57.4	△1.8	57.4	△1.8
36	パレスチナ事務所	ガザ	4		58.5	△1.8	58.5	△1.8

支部・事業所等の名称				支部・事業所等で行う事務・事業名	20年度予算要求額（百万円）			
	所在地	職員数 (18年度末)			国からの 財政支出	(対19年度 当初予算 増減額)	支出予算額	(対19年度 当初予算 増減額)
37	エジプト事務所	カイロ	9		45.1	△1.4	45.1	△1.4
38	モロッコ事務所	ラバト	4		50.0	△1.5	50.0	△1.5
39	チュニジア事務所	チュニス	3		32.1	△1.0	32.1	△1.0
40	エチオピア事務所	アディスアベバ	6		26.8	△0.8	26.8	△0.8
41	ガーナ事務所	アクラ	8		67.5	△2.1	67.5	△2.1
42	ケニア事務所	ナイロビ	15		157.4	△4.9	157.4	△4.9
43	マラウイ事務所	リロングウェ	5		48.2	△1.5	48.2	△1.5
44	ナイジェリア事務所	アブジャ	2		40.8	△1.3	40.8	△1.3
45	南アフリカ共和国事務所	プレトリア	8		65.0	△2.0	65.0	△2.0
46	ウガンダ事務所	カンパラ	4		19.0	△0.6	19.0	△0.6
47	タンザニア事務所	ダルエスサラーム	9		106.4	△3.3	106.4	△3.3
48	ザンビア事務所	ルサカ	8		68.4	△2.1	68.4	△2.1
49	ブルキナファソ事務所	ワガドゥグー	3		33.9	△1.0	33.9	△1.0
50	ジンバブエ事務所	ハラレ	1		29.6	△0.9	29.6	△0.9
51	マダガスカル事務所	アンタナナリボ	4		15.3	△0.5	15.3	△0.5
52	モザンビーク事務所	マプト	3		21.1	△0.7	21.1	△0.7
53	ニジェール事務所	ニアメ	3		22.0	△0.7	22.0	△0.7
54	セネガル事務所	ダカール	10		89.4	△2.8	89.4	△2.8
55	バルカン事務所	セルビア・ベオグラード	3		55.5	△1.7	55.5	△1.7
56	欧州事務所	パリ	7		128.5	△4.0	128.5	△4.0
57	シンガポール駐在員	シンガポール	0	国民等の協力活動の促進・助長（ボランティア事業）、技術協力事業等の連絡・調整	40.2	△0.5	40.2	△0.5
58	ブータン駐在員	ティンプー	0		18.3	△0.2	18.3	△0.2
59	タジキスタン駐在員	ドゥシャンベ	0		11.7	△0.2	11.7	△0.2
60	ソロモン駐在員	ホニアラ	0		8.7	△0.1	8.7	△0.1
61	トンガ駐在員	ヌクアロファ	0		15.6	△0.2	15.6	△0.2
62	バヌアツ駐在員	ポートビラ	0		23.0	△0.3	23.0	△0.3
63	サモア駐在員	アピア	0		31.6	△0.4	31.6	△0.4
64	パラオ駐在員	コロール	0		14.6	△0.2	14.6	△0.2
65	ミクロネシア駐在員	コロニア	0		13.1	△0.2	13.1	△0.2
66	コスタリカ駐在員	サンホセ	0		27.9	△0.4	27.9	△0.4
67	ドミニカ駐在員	ロゾー	0		10.4	△0.1	10.4	△0.1
68	ジャマイカ駐在員	キングストン	0		27.4	△0.4	27.4	△0.4
69	パナマ駐在員	パナマシティ	0		52.7	△0.7	52.7	△0.7
70	セントルシア駐在員	カストリーズ	0		14.6	△0.2	14.6	△0.2
71	セントビンセント駐在員	キングスタウン	0		7.1	△0.1	7.1	△0.1
72	グアテマラ駐在員	グアテマラシティ	0		49.4	△0.7	49.4	△0.7

支部・事業所等の名称				支部・事業所等で行う事務・事業名	20年度予算要求額（百万円）			
	所在地	職員数 (18年度末)			国からの 財政支出	(対19年度 当初予算 増減額)	支出予算額	(対19年度 当初予算 増減額)
73	ニカラグア駐在員	マナグア	0		42.3	△0.6	42.3	△0.6
74	コロンビア駐在員	ボゴタ	0		65.8	△0.9	65.8	△0.9
75	チリ駐在員	サンティアゴ	0		78.7	△1.1	78.7	△1.1
76	エクアドル駐在員	キト	0		31.1	△0.4	31.1	△0.4
77	ベネズエラ駐在員	カラカス	0		13.3	△0.2	13.3	△0.2
78	イラン駐在員	テヘラン	0		33.2	△0.4	33.2	△0.4
79	イエメン駐在員	サヌア	0		12.2	△0.2	12.2	△0.2
80	ルワンダ駐在員	キガリ	0		16.8	△0.2	16.8	△0.2
81	ボツワナ駐在員	ハボローネ	0		17.7	△0.2	17.7	△0.2
82	コートジボワール駐在員	アビジャン	0		18.4	△0.2	18.4	△0.2
83	ベナン駐在員	コトヌー	0		15.6	△0.2	15.6	△0.2
84	カメルーン駐在員	ヤウンデ	0		18.1	△0.2	18.1	△0.2
85	ハンガリー駐在員 *	ブダペスト	0		20.2	△0.3	20.2	△0.3
86	ブルガリア駐在員 *	ソフィア	0		25.1	△0.3	25.1	△0.3
87	ルーマニア駐在員 *	ブカレスト	0		36.4	△0.5	36.4	△0.5
88	ポーランド駐在員 *	ワルシャワ	0		23.8	△0.3	23.8	△0.3
89	モルディブ調整員	マレ	0	国民等の協力活動の促進・助長（ボランティア事業）	9.1	△0.1	9.1	△0.1
90	マーシャル調整員	マジュロ	0		14.2	△0.2	14.2	△0.2
91	ウルグアイ調整員	モンテビデオ	0		15.4	△0.2	15.4	△0.2
92	ベリーズ調整員	ベリーズシティ	0		10.2	△0.1	10.2	△0.1
93	ジブチ調整員	ジブチ	0		14.2	△0.2	14.2	△0.2
94	ナミビア調整員	ウィントフック	0		18.5	△0.2	18.5	△0.2
95	ガボン調整員	リーブルヴィル	0		16.2	△0.2	16.2	△0.2

* 組織見直しにより、ODA卒業国であるハンガリー、ポーランドの拠点を19年度内に廃止。（ブルガリア、ルーマニアは20年度内を予定。）

【海外移住資料館の管理・運營業務】

●官民競争入札等実施の可能性について提案しない理由

JICA は、その前身の海外移住事業団等の時代から、一貫して、政府の移住事業の実施を担ってきている。現在も、独立行政法人国際協力機構法第 3 条は、JICA の目的として、「中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行う」ことを規定しており、同法第 13 条第 1 項第 4 号は、「移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じておこなう」ことを JICA の事業として規定している。

海外移住資料館は、JICA が定める移住者支援業務実施要綱に基づき、JICA 横浜センター内に設置されており（独立した施設ではない）、海外移住に関する資料の収集、研究・発表、広報・教育普及用資料作成といった「海外移住に関する調査及び知識の普及」事業の重要な拠点である。これら同資料館の事業により海外移住についての歴史、現状等についての国民への周知が促進され、海外における移住者支援に理解、さらには JICA 事業としての日系ボランティア派遣等への国民の参加を促進することが可能となり、海外移住者の利益ともなる。これらのことは、同資料館の役割が、「海外における移住者定着のために必要な援助を行うこと」等、その他の JICA 移住事業と相互に連携する関係にあり、海外移住資料館は単に過去の移住事業についての資料・情報を国民にサービスとして提供することに止まらず、JICA 移住事業全体においても不可欠の役割を有することを意味する。

このような役割を担う海外移住資料館の管理・運営においては、展示の企画のみならず、将来に向け政府機関との連携に期待を持ち続ける移住者及びその子孫といかなる関係を構築していくべきかという要素を考慮する必要がある。また、「日本ブラジル交流年」（2008 年）等の外交行事の実施や、移住者支援から日系社会の活用への政策課題の変遷を常に念頭において、効果的・効率的な事業計画を企図しつつも海外移住事業の方向性を的確に実施できる組織は、永年蓄積された経験と現在も海外移住者との太いネットワークを有し、海外移住に係る高い専門性を担保しつつ移住事業を継続している JICA 以外に存在しない。

したがって、民間による実施は困難であるところ、官民競争入札等実施の可能性について提案しないこととする。

●補足資料

ア 事務・事業の内容

①事務・事業内容の詳細

海外移住資料館は、JICA（前身組織を含む）が、戦後、主に中南米への移住者送出事業を中心とする移住事業の一翼を担ってきていることから、日本人の海外移住の歴史及び移住者とその子孫である日系人の現在の姿に関し、日本人の海外移住に係る資料を収集・整理すること、日本人の海外移住の歴史について研究すること、及びそれ

ら収集資料・研究成果を発表すること等を通じ、広く一般の方々に理解を深めてもらうことを目的とし、平成14年10月、JICA横浜国際センター内に開設。

JICAが所有する図書、写真・映像等に加え、日系関係資料を所蔵する大学や公共機関、現地の日系人団体等から中南米とそれに先行する北米への移住に係る資料を収集し、展示。

常設展示に加え、企画展、公開講座を実施している。

②事務・事業実施に当たっての全体の組織体系

運営方針、事業計画等については、学識経験者（5名）及びJICA職員（4名）で構成する運営委員会が検討を行い、同計画に基づき、JICA横浜国際センター（職員2名）の監理の下、運営管理業務は外部委託（後述）により実施している。

③予算額、定員、業務量に関する指標の実績値

◆支出実績（単位：千円）

14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
233,245	140,347	148,447	149,917	151,891

◆入館者数（単位：人）

14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
8,543	17,784	19,086	25,389	30,039

④当該事務・事業を独法職員以外は担えないとする特殊事情、規制する法令等の有無及びその内容

上記「官民競争入札等実施の可能性について提案しない理由」のとおり。

イ 現状の外部資源の活用状況

①委託業務の内容

- (i) 資料管理業務、資料調査業務、各種展示業務、運営管理業務
- (ii) 情報展示システム保守管理
- (iii) 情報検索システム構築・運用

②委託先名称

- (i) 財団法人海外日系人協会
- (ii) 株式会社アズム
- (iii) センチュリー・リーシング・システム株式会社

③委託方法：随意契約

④契約実績（金額・契約年数等）

- (i) 99,883千円（平成19年度）
- (ii) 12,978千円（平成19年度）
- (iii) 8,427千円（平成19年度）

【日本人材開発センターの企画・管理・運営業務】

●官民競争入札等実施の可能性について提案しない理由

「日本人材開発センター」は、市場経済化に対応する人材の育成を目的として、カンボジア、ベトナム（ハノイ、ホーチミン）、ラオス、ミャンマー、モンゴル、カザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、ウクライナの9カ国10カ所（当該国機関所有の施設（大学等）を使用）において、センター長をはじめ開発途上国の人材が中心となって、当該国自身が管理・運営する施設である。よって、「日本人材開発センター」の企画・管理・運営業務は、我が国による官民競争入札等の導入を検討する性格のものではなく、官民競争入札等実施の可能性について提案しないものである。

なお、JICA は、途上国政府からの要請に基づき、開発途上地域からの技術研修員の受入、同地域への技術協力のための専門家の派遣及び機材の供与を組み合わせ、一定期間内に一定の目標達成を目的とした国際約束に基づく「技術協力プロジェクト」を実施しているところ、「日本人材開発センタープロジェクト」は、被援助国政府の要請に基づき、当該国が同センターの事業運営及び施設管理を自律発展的に行えるよう、日本人専門家による技術指導等を行う技術協力プロジェクトである。

【国際協力人材センターの業務】

●官民競争入札等実施の可能性について提案しない理由

JICA は「人材養成確保」事業として、技術協力等の業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を実施しており、その一環として国際協力人材センターの設置・運営を行っている。

具体的には、ポータルサイト（専用ホームページ）を通じた人材募集情報や研修・セミナー情報の提供、人材登録、キャリア形成に関する相談業務等を行っている。

本センターで取り扱う情報は、国際協力分野に関するものであることから JICA 関連情報が最も多い（18 年度の人材募集情報 1,934 件のうち、1,293 件（63%））ことに加え、人材登録情報は、JICA が管理する JICA 内の人材データベース（JICA 事業に従事した経歴等の記録）と密接に関連している。

そのため、業務の効率性、個人情報を含む情報の秘匿性等の観点から、さらには、本センターの設置目的である人材の有効活用においては NGO、民間、国際機関等との連携・ネットワークが不可欠であることから、本件業務を JICA が実施することが適切かつ合理的であり、官民競争入札等実施の可能性について提案しないものである。

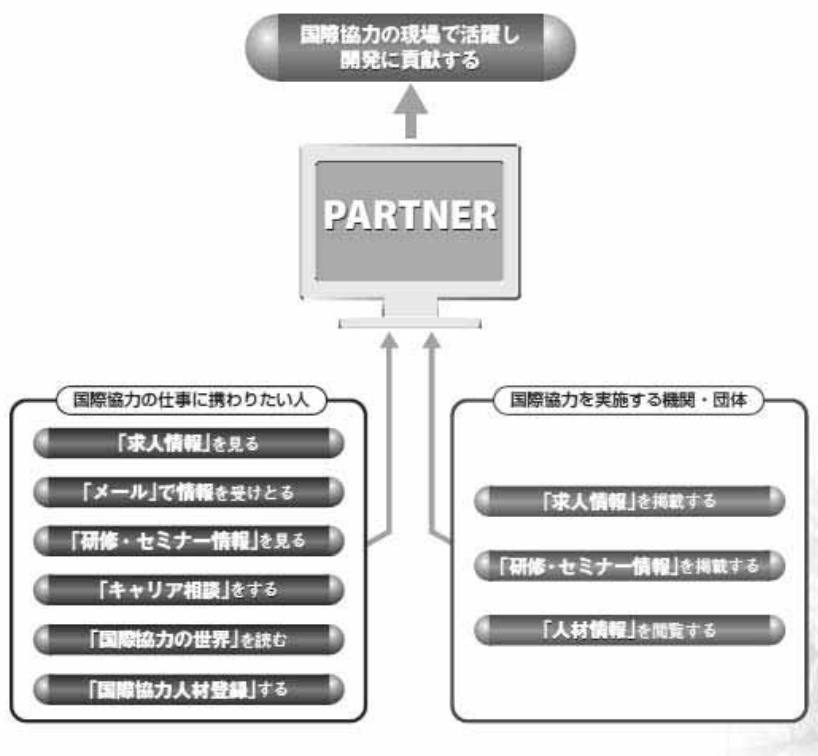
●補足資料

ア 事務・事業の内容

①事務・事業内容の詳細

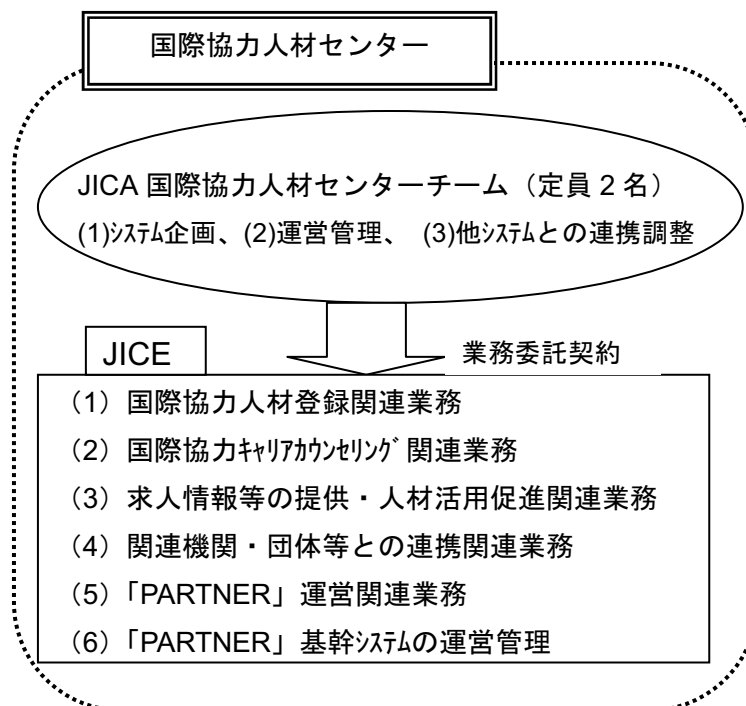
国際協力人材センターは、外務大臣の私的懇談会として外務省に設置された「第 2 次 ODA 改革懇談会」が平成 14 年 3 月にまとめた最終報告において、「(国際協力分野における) 人材の発掘・育成と並行して、既存の人材を有効活用するシステムを早急に構築すべきである」とし、その具体的な改革方策として「『国際協力人材開発センター（仮称)』を創設する」ことが提案されたことを受けて、平成 15 年 10 月の独立行政法人化に際して JICA に設置。具体的な業務は以下のとおり。

- ホームページ「PARTNER」を通じて、国際協力人材に対する「求人」、「研修・セミナー」等の情報の提供。
- ホームページ「PARTNER」を通じて、国際協力人材の登録情報をデータベース化し NGO や民間コンサルタントを含む国際協力機関・団体とネットワーク化。
- 国際協力を志す人に対するキャリア形成のためのセミナー開催や個別相談。



②事務・事業実施に当たっての全体の組織体系

JICA 本部（国際協力人材部国際協力人材センターチーム：定員 2 名）の監理の下、人材登録業務等を外部委託（後述）により実施している。



③予算額、定員、業務量に関する指標の実績値

◆予算実績（単位：千円）

16年度	17年度	18年度
90,657	55,045	124,825

◆主たる業務実績

	15年度	16年度	17年度	18年度
人材登録者数 (人)	4,607	6,038	7,316	8,492
情報掲載件数 (求人・研修) (件)	358	1,838	2,291	2,526

④当該事務・事業を独法職員以外は担えないとする特殊事情、規制する法令等の有無及びその内容

上記「官民競争入札等実施の可能性について提案しない理由」のとおり。

イ 現状の外部資源の活用状況

①委託業務の内容

国際協力人材登録関連業務、キャリアカウンセリング関連業務、求人情報等の提供・人材活用促進関連業務、関連機関・団体等との連携関連業務、ホームページ「PARTNER」（基幹システムを含む）の運営管理業務

②委託先名称

財団法人国際協力センター（JICE）

③委託方法：随意契約

④契約実績（金額・契約年数等）

平成19年度 52,995千円